

いじめ防止基本方針



枚方市立山田中学校

令和5年4月

I. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

(1) いじめとは

いじめの定義

いじめ防止対策推進法(以下、「法」という)第2条には、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

【平成26年4月 大阪府いじめ防止基本方針より】

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、次のことは、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) 具体的ないじめの態様

- ◆ 冷やかしゃやかいかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

Ⅱ. 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級でも学校でも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

(1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり

○自尊感情を高める、学級活動、学年・学校行事

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒たちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感・自己有用感につながり、生徒たちは大きく変化していく。

- ◆ 「居場所づくり」・「絆づくり」・「自己有用感」(心のコミュニケーション)を視点とした集団づくり

○すべての生徒が規律ある態度で参加・活躍できる授業づくり

- ◆ 授業中に児童生徒がストレス(不満や不安)を高めていないか。
- ◆ 学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしゃやかいかいなどはないか。
- ◆ 授業を担当するすべての教員が公開授業等を行って互いの授業を参観し合う機会を位置づける。
- ◆ 学習規律の定着や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導。
- ◆ 教師の何気ない、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をしていないか。
- ◆ 授業が「一人ひとりが大切にされ、つながり・学び合い、確かな力をつける」ものになっていたか。

○生徒会・委員会活動の活性化

- ◆ 生徒が自らの手で、計画・運営する活動で、目的実現への課程に取り組む。
- ◆ 生徒自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるような働きかけを行う。

(2)人権を尊重し豊かな心を育てる

○人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。そのため、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図っていく。

○道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になってくる。

生徒たちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等のないようを十分に検討したうえで取り扱っていく。

○ライフスキル教育の活用

- ① 家庭、学校、地域が連携して、青少年の健やかな成長を支援する。
- ② 青少年が、自律心、正しい判断力、責任感、そして他者との共有という前向きな態度を身につけられるよう支援する。
- ③ 青少年が、家庭学校、友人関係、地域社会の一員として責任のある行動がとれるよう支援する。
- ④ 青少年が、協力して他の人のために何かをすることによって、良き市民として貢献できる機会を提供する。
- ⑤ 一人ひとりの違いを大切にし、自分も他の人も大切にすることの大切さを伝えていく。
- ⑥ 好ましくない誘いや強要等にうまく対処し、薬物等問題行動に関わることなく成長することを支援する。

(3)保護者や地域への働きかけ

PTAの各種会議や保護者集会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やホームページ、学校、学年だより、学級通信などによる広報活動を積極的に行っていく。

- ◆ 授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の時間を積極的に公開する。
- ◆ 学級活動で、ゲストティーチャーを招き、話を聞く。
- ◆ いじめへの取組について学級通信、学年通信や学校だよりを通して保護者に協力を呼びかけるとともに、その内容に関しての意見をもらう。
- ◆ 学校評議員会においても、「いじめ」に関して取り上げ多角的に問題をとらえる。

Ⅲ. 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

(1)生徒の立場に立ち共感的に理解する

- ◆ 一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、研ぎすまされた人権感覚を持ち、生徒たちの言葉をきちんと受けとめ、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢を基本的なスタンスとしていく。
- ◆ 集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのため、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めていく。

(2)早期発見のための手だて

○日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒たちがいるところには、教職員がいる」ことを常に意識し、生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けていく。そのことにより、教室や廊下等には日常的に気軽に相談できる「いじめの相談の窓口(ページ広報)」が身近にあることを知らせていく。

○ノートや日記の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

自分の考えや生き方等を自由に書いたノートづくりの活用では、生徒が自分自身の思いをまとめて整理をしたり、仲間に対しての思いなどを担任とやり取りするなかで、生徒は人間的に成長し、担任は様々な気づきが起こってくる。そのため、必要に応じて気になる生徒にはさらに日記を書かせたりすることで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密にとることができ信頼関係が構築できる。ノートや日記を手段として位置づけ、積極的に活用していく。

○教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声掛け等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくるとともに、定期的な教育相談週間を設けるなど、相談体制を整備していく。

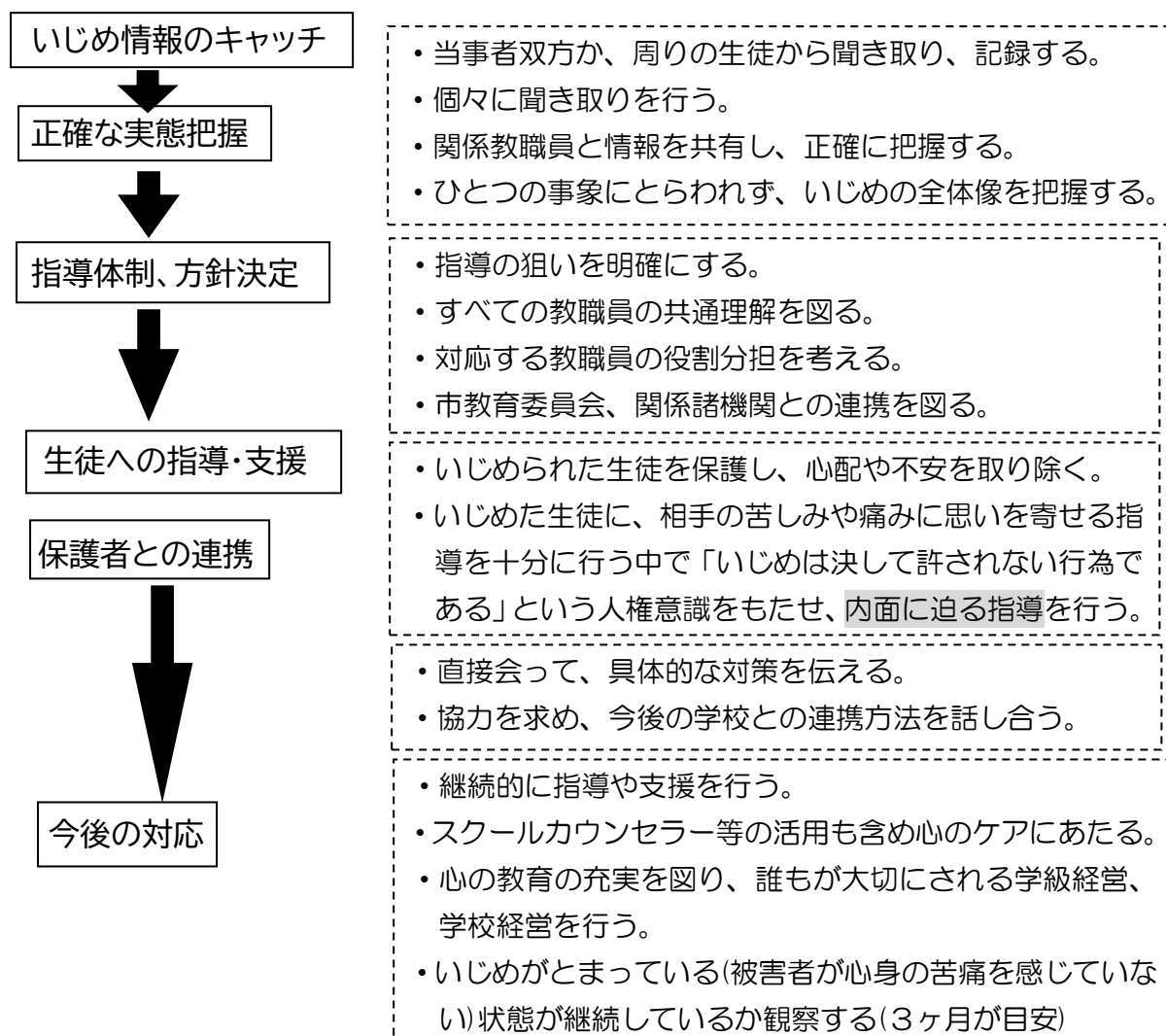
○いじめアンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じてアンケート(学期に1回を基本として)を実施していく。また、いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法等については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮する。アンケートを実施した後の結果の分析や補充の聞き取りを行い、教職員間で報告し、教育相談の実施等により、いじめや体罰を訴えやすい体制を整え、生徒たち一人ひとりの実態把握に取り組む。

IV. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1)いじめ対応の基本的な流れ



(2)いじめ発見時の緊急対応

○いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ◆ いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う等、人権に配慮した指導を行う。
- ◆ 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員が常に目が届く体制を整備する。

- ◆ いじめに関わる生徒を最優先に対応し、いじめを見ていた生徒たちに対しても、いじめを止める「仲裁者」や、誰かに知らせる「通報者」になるような意識となるよう指導を行う。はやしたてたり、面白がっている「聴衆」や、見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることが理解できる指導も行う。

○事実確認と情報の共有

- ◆ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し事実に基づいて丁寧に行う。
- ◆ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・・・・・・・・【内容】
- いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・・・【期間】

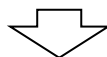
V. 重大事態の対応

(1) いじめの疑いに関する情報

- ◎ いじめ防止対策推進法第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ◎ いじめの事実の確認を行い、結果を枚方市教育委員会(以下、市教委)へ報告

(2) 重大事態の発生

- ◎ 市教委に重大事態の発生を報告(※市教委から地方公共団体の長等に報告)
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられてい重大事態に至ったという申し立てがあった時」



市教委が、重大事態の調査の主体を判断

○学校を調査主体とした場合

市教委の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

◆学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

◆調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

◆いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒、保護者に提供する場合があることを念頭におき調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要

◆調査結果を市教委に報告(※市教委から地方公共団体の長等に報告)

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◆調査結果を踏まえた必要な措置

○市教委が調査主体となる場合

◆市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

【平成25年文部科学省 生徒指導リーフレット増刊号『いじめのない学校づくり』「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A参考】

VI. 組織体制

いじめ対策委員会

○構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、学年生徒支援担当者、養護教諭

○主な活動

- ① いじめの早期発見に関すること(いじめアンケート、教育相談等)
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

○開催 週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

緊急対応会議

- ◆ いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて、その対応にあたる。

関係教員、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカーやその他関係諸機関等の専門家

VII. 具体的な取組

	1 年		2 年		3 年		教職員・PTA等
4月							
5月	取組評価アンケート いじめアンケート	ラ イ	取組評価アンケート いじめアンケート	ラ イ	取組評価アンケート いじめアンケート	ラ イ	アンケート分析 「いじめ防止基本方針」見直し
6月	教育相談		教育相談		教育相談		
7月		フ ス		フ ス		フ ス	1学期状況総括 教員研修会
8月		キ		キ		キ	
9月							
10月	取組評価アンケート いじめアンケート	ル ブ	取組評価アンケート いじめアンケート	ル ブ	取組評価アンケート いじめアンケート	ル ブ	アンケート分析
11月	教育相談	□	教育相談	□	教育相談	□	
12月		ダ		ダ		ダ	2学期状況総括
1月	いじめアンケート	ラ	いじめアンケート	ラ	いじめアンケート	ラ	アンケート分析
2月	教育相談		教育相談		教育相談		
3月		△		△		△	3学期状況総括

